湧別町分別収集計画

第１１期分別収集計画

紋　別　郡　湧　別　町

目　　次

１．　計画策定の意義 ―― 1

２．　基本的方向 ―― 1

３．　計画期間 ―― 1

４．　対象品目 ―― 1

５．　各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み ―― 2

６．　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 ―― 2

７．　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 ―― 3

８．　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み再資源化の方法 ―― 4

９．　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法 ―― 6

１０．　分別収集を実施する者に関する基本的事項 ―― 7

１１．　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 ―― 8

１２．　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 ―― 8

１．計画策定の意義

令和４年に策定された「第３期湧別町総合計画」の中で示された「安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり」を推進するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。

そのためには、町民・事業者・行政がそれぞれの立場を理解し、その担うべき役割を明確にしていくことが重要です。

本町の最終処分場は、不燃ごみ及び粗大ごみを処理し、可燃ごみについては、遠軽地区広域組合が運営している焼却施設で減量に努めているところです。

令和６年度よりマテリアルリサイクル施設の供用が開始されたことにより、不燃ごみ及び粗大ごみは資源物と併せて収集後、中間処理（選別・破砕・圧縮・梱包）を行い、資源化業者に売却し再資源化しており、最終処分場は現在、町民の受け入れを中止している状況にあります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化等の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第８条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進、最終処分量の削減を図る目的で町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクル容器包装廃棄物と一体的に推進するため、現在焼却処理されている製品プラスチックについても、資源化するための施設整備を進めていく必要があり、分別区分変更に関する住民周知及び収集運搬体制の整備などの準備を進める必要があります。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの３Ｒを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

２．基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
・町民参加によるリサイクル運動の推進

３．計画期間

本計画の計画期間は令和８年４月を始期とする５年間とし、令和１０年度に見直すものとします。

４．対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、無色ビン、茶色ビン、その他のビン、紙パック、ペットボトル、その他のプラスチック、段ボール、その他の紙製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象としますが、資源化するため施設整備などを進めていく必要があります。

５．各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第８条第２項第１号）

項　　目	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	326ｔ	321ｔ	315ｔ	310ｔ	304ｔ
製品プラスチック	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ	0ｔ

６．容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施します。

実施にあたっては、効果的な排出抑制が図られるように町民、事業者、町の三者が一体となって、相互に連携をとりながら進めていきます。

（１）町民の役割

①ライフスタイルの見直し
- ごみ問題を意識した商品の購買
- ものを大切にする心がけ
- 不用品の有効利用

②ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入
- 使い捨て商品の使用自粛
- 再生品の利用拡大
- エコマーク商品等の利用

③簡易包装に対する協力
- 簡素な包装の商品の選択
- 買い物袋などの持参

（２）事業者の役割

①流通販売段階での簡易包装の使用
- リサイクルしやすい包装資材の使用
- 簡易包装の推進

②リサイクル型商品や再生品の普及
- 減量化やリサイクルに適した商品の積極的な取扱い
- リサイクル型商品や再生品の積極的なＰＲ

③事業活動に伴うごみの減量化、再資源化の促進

（３）町の役割

①周知活動の実施

・ごみ減量化やリサイクルについての情報を町ホームページや町広報誌に掲載し町民及び町内事業者へ周知を図る。

・遠軽地区広域組合を活用した啓発活動

②ごみ管理の指導

・ごみと容器包装廃棄物の分別の徹底

・減量化、リサイクル推進体制の充実

③資源ごみ集団回収の促進

・集団回収団体への支援の継続

７．分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集する分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器／茶色のガラス製容器／その他のガラス製容器）	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
紙パック・段ボール以外の紙製容器包装	紙パック・段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

８．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第８条第２項第４号）再資源化の方法

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	12.9 t		12.7 t		12.5 t		12.3 t		12.1 t	
主としてアルミ製の容器	22.1 t		21.7 t		21.4 t		21.0 t		20.7 t	
無色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	18.4 t		18.0 t		17.7 t		17.4 t		17.1 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	18.4 t	0.0 t	18.0 t	0.0 t	17.7 t	0.0 t	17.4 t	0.0 t	17.1 t	0.0 t
茶色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	23.7 t		23.3 t		22.9 t		22.5 t		22.1 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	23.7 t	0.0 t	23.3 t	0.0 t	22.9 t	0.0 t	22.5 t	0.0 t	22.1 t	0.0 t
その他のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	10.3 t		10.2 t		10.0 t		9.8 t		9.7 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	10.3 t	0.0 t	10.2 t	0.0 t	10.0 t	0.0 t	9.8 t	0.0 t	9.7 t	0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.7 t		0.7 t		0.7 t		0.6 t		0.6 t	
主として段ボール製の容器	83.7 t		82.2 t		80.8 t		79.5 t		78.1 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	58.4 t		57.4 t		56.4 t		55.4 t		54.5 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	0.0 t	58.4 t	0.0 t	57.4 t	0.0 t	56.4 t	0.0 t	55.4 t	0.0 t	54.5 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	46.0 t		45.2 t		44.4 t		43.7 t		42.9 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	46.0 t	0.0 t	45.2 t	0.0 t	44.4 t	0.0 t	43.7 t	0.0 t	42.9 t	0.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	50.0 t		49.1 t		48.3 t		47.4 t		46.6 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	50.0 t	0.0 t	49.1 t	0.0 t	48.3 t	0.0 t	47.4 t	0.0 t	46.6 t	0.0 t
（うち白色トレイ）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

○特定分別基準適合物

品　　目	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色ガラス	指定法人	
茶色ガラス		
その他ガラス		
ペットボトル		
その他の紙製容器包装	指定法人及び近隣の古紙回収業者	道内の再生業者へ売却
その他のプラスチック製容器包装	指定法人及び再生業者	海外で再利用（白色トレイのみ）

○第２条６項物

品　　目	再資源化の方法等
スチール製容器	近隣の金属回収業者へ売却
アルミ製容器	
飲料用紙製容器包装	近隣の古紙回収業者へ売却
段ボール	

基本的事項（収集対象範囲）

○分別収集を実施する地域的範囲

品　　名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町	町内全域
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
ペットボトル		
飲料用紙製容器包装		
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他のプラスチック製容器包装		

○分別収集を実施する事業所の範囲

品　　名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町	町内全域 （住民と同様）
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
ペットボトル		
飲料用紙製容器包装		
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他のプラスチック製容器包装		

９．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の見込み

＝　年間総排出量×（直近年度（令和６年度）の分別基準適合物等の収集実績÷直近年度（令和６年度）の総排出量）

また、年間総排出量は、人口変動率を過去５ヵ年の平均減少率にて算出する。

＝　直近の年間総排出量×人口変動率

令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
7,706 人 （対前年度比） 98.30%	7,575 人 （対前年度比） 98.30%	7,446 人 （対前年度比） 98.30%	7,320 人 （対前年度比） 98.30%	7,196 人 （対前年度比） 98.30%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

容器包装廃棄物の分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、選別・保管については、令和６年度に供用開始した遠軽地区広域組合えんがるリサイクルセンター及び委託業者で行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による指定日回収	えんがるリサイクルセンター
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙製容器包装		
	段ボール			委託業者
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	プラスチック製容器包装		えんがるリサイクルセンター
	その他のプラスチック製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

分別収集した容器包装廃棄物については、えんがるリサイクルセンター及び委託業者で分別、圧縮、保管の業務を共同で行う。

<table>
<tr><th colspan="2">分別収集する容器包装廃棄物の種類</th><th>収集に係る分別の区分</th><th>収集容器</th><th>収集車</th><th>中間処理</th></tr>
<tr><td rowspan="2">金属</td><td>スチール製容器</td><td rowspan="2">缶類</td><td rowspan="6">指定袋</td><td rowspan="5">平ボディトラック</td><td rowspan="4">えんがるリサイクルセンター</td></tr>
<tr><td>アルミ製容器</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラス</td><td>無色のガラス製容器</td><td rowspan="3">びん類</td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>その他のガラス製容器</td></tr>
<tr><td rowspan="3">紙類</td><td>飲料用紙製容器</td><td rowspan="3">紙製容器包装</td><td rowspan="3">紐で束ねる</td><td>ライトバン</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td rowspan="3">平ボディトラック</td><td>委託業者</td></tr>
<tr><td>他の紙製容器包装</td><td rowspan="2">えんがるリサイクルセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プラスチック</td><td>ペットボトル</td><td rowspan="2">プラスチック製容器舗装</td><td rowspan="2">指定袋</td></tr>
<tr><td>その他のプラスチック製容器包装</td></tr>
</table>

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第８条第２項第７号）

分別収集計画が実効あるものとするために、次の取り組みを進める。

（１）町民や事業者のリサイクルに対する意識の高揚を図るため、リサイクルに関する情報を、町広報誌に繰り返し掲載し協力を呼びかける。

（２）事業者が行なう容器包装の自主的な回収と資源化を推進するため、協力して啓発を行う。